



フットリバー市へ の留学生を募集

米国オレゴン州フットリバー市と姉妹都市を締結して34年を迎え、現在まで当町よりフットリバーハイスクールに派遣した留学生は24人を数えております。国際化に対応した人づくりを推進するため、町では次のとおり留学生を募集します。

- 募集人員 1人
- 募集資格

・日本国籍および鶴田町に住所を有し平成24年4月1日現在高等学校在学中で、心身共に健康な方（3年生が望ましい）

・フットリバー姉妹都市委員会の【留学生についての規則】を厳

守できる方（規則は総務課にあります）
原則として在学高等学校長の推薦を受けられる方

● 留学予定期間

平成24年8月から一年間

● 留学費用

・旅費、査証、海外旅行傷害保険料、留学中の小遣いは自己負担です。（留学中はホームステイです）
・学費は免除されておりませんが、教材費などは保護者の負担になります。

● 申し込み方法

留学申込書にてお申し込みください。（※申込書は総務課まちづくり班にあります。）

● 申し込み期限

平成24年1月27日（金）

● 決定通知

平成24年2月上旬

※町では、渡航費用などを無利息で貸与する姉妹都市青少年交流基金制度を設けています。詳しくは、左記まで問い合わせください。

■ 問い合わせ先

総務課 まちづくり班
（内線264）

フットリバー親善 訪問団員を募集

昭和52年に国際交流と国際化社会に対応できる人材育成を目的に、米国オレゴン州フットリバー市と姉妹都市盟約を締結し、来年で35周年を迎えます。今回これを記念して、さらなる親睦と交流を目的に、次のとおりフットリバー市への親善訪問団を募集します。町民の皆さんのご参加をお願いします。

● 旅行期間（予定）

平成24年7月上旬（約1週間）
なお、旅行費用の一部は町で助成します。

● 旅行先（予定）

フットリバー市ほか

※コースは参加者と相談の上決定する予定です。

参加を希望される方は、1月31日（火）まで、総務課まちづくり班（内線264）にお問い合わせください。

24年度の園児を 募集します

平成24年度の管内び幼稚園の入園申し込みを次のとおり受け付けます。

● 受付場所

ひなづる幼稚園

TEL（22）5362

● 対象

満3歳以上から就学前までの幼児

● 受け付け期間

随時受け付けます。

● 申し込み

ご来園の上、お申し込みください。（※入園案内および願書は幼稚園にあります。）

● 募集人数

・5歳児：24人
・4歳児：22人

・3歳児・満3歳児：15人

● 授業料

平成24年度入園案内をご覧ください。

■ 問い合わせ先

教育委員会 学務総務班
（内線214）



1月4日（水）は
町・県民税4期分
国民健康保険税6期分
の納期限です。

納期限内に納めましょう 鶴田町

副町長に山本一郎氏が再任



副町長の任期満了に伴い、9月13日開かれた町議会定例会で、選任され同意を得た山本一郎氏が副町長に再任されました。山本氏は2期目。任期は平成27年9月28日までの4年です。

■ 略歴

やまもと いちろう（65歳・現副町長）
平成18年3月県農林水産部普及指導室副室長を最後に退職。19年9月鶴田町副町長に就任。

県税の納税証明書 (自動車税以外) 交 付申請について

納税証明書は、納税者の皆さまの大切な情報を証明するものです。本人(法人の場合は代表者)以外の方が申請される場合は、代理人の申請であることの確認を厳格に行っています。代理人が交付申請を行う場合には、次のものが必要になります。

- ①委任者の登録のある印鑑(委任者が法人の場合は登録のある代表者の印鑑)
- ②委任者の印鑑登録証明書(発行後、3か月以内のもの。法人の場合は、代表者印の印鑑登録証明書)
- ③委任状(申請書の「委任に関する事項」欄を使用できます)
- ④代理人の印鑑および代理人の本人確認書類(運転免許証、健康保険被保険者証など)
- ⑤青森県収入証紙(1部につき400円)

■問い合わせ先
西北地域県民局県税部
納税管理課

TEL 0173 (34) 2111
(内線205)

国民年金保険料を お納めましょう

国民年金保険料の納め忘れはございませんか。国民年金保険料を納めないままにしておくと、将来老齢基礎年金や障害・遺族年金などの事故が発生した場合の年金が受け取れないことがあります。

平成23年の国民年金保険料額は、1か月1万5020円です。

納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。まだ納付がお済みでない方は、納付書をご用意の上、至急お近くの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアの窓口で納付してください。また、納め忘れがなく、納付の期間がからない口座振替やクレジットカードによる納付もできます。国民年金保険料についてご不明な点がありましたら、お近くの年金事務所にお尋ねください。

■問い合わせ先

弘前年金保険事務所
TEL 0172 (27) 13669

コンビニでもOK!個人 事業税・不動産取得税

平成23年12月から、自動車税に加えて個人事業税と不動産取得税がコンビニエンスストアで納付できるようになりました。24時間いつでも、全国のコンビニエンスストアから納付できますので、ぜひご利用ください。

※納期限が経過した納税通知書は、コンビニでは取扱いきれない場合がありますので、当該までご連絡ください。また、金額が30万円を超える納税通知書は、そのままではコンビニで取扱いきれません。コンビニでの納付を希望される方には、金額を分割した納付書を発行しておりますので、問い合わせ先までへお申し出ください。

■問い合わせ先
西北地域県民局県税部
TEL 0173 (34) 2111



乳幼児 健康診査

【4か月児健康診査】

- ・月 日 1月11日(水)
- ・受 付 午後1時～1時10分
- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成23年8月生
- ・内 容 小児科診察・離乳食のすすめ方など

【10か月児健康診査】

- ・月 日 1月11日(水)
- ・受 付 午後1時20分～1時30分
- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成23年2月生
- ・内 容 小児科診察・予防接種、虫歯予防のお話など

【7か月児健康相談】

- ・月 日 1月12日(木)
- ・受 付 午前9時20分～9時30分
- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成23年5月生
- ・内 容 育児健康相談・離乳食の作り方実演・試食(食事用のエプロン、おしぼり等をお持ちください)

※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けますので、事前に保健師まで連絡してください。

■問い合わせ先
健康保険課 健康長寿班 (内線135)



夕ぐれ窓口

1月の夕ぐれ窓口を次のとおり町民生活課窓口で開設します。
■開設期日 1月6日(金)、1月20日(金)
■開設時間 午後5時～6時
閉庁後に戸籍抄本・謄本(午後5時までに電話での申し込みが必要)や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、どうぞお気軽においでください。

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。
■相談先 教育委員会 (内線210・250)
■相談日時 月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分(土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

行政・人権相談

町では、町民の皆さまの行政に対する意見や要望、また日ごろ生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。1月の相談日は次のとおりです。
■期 日 1月10日(火)
■相談時間 午前10時～午後3時
■場 所 鶴田町国際交流会館1階102研修室